大分市報
毎月1日15日発行
発行所　大分市役所
編集兼発行人　安東玉彦
印刷所　高木印刷KK

年末市税強徴月間
12月1日～31日

納税にいま一層のご協力を

いよいよ、今年もあわただしい歳末が訪れてきました。ちようど十二月末日が固定資産税第三期分及び健康保険税年間を通じて市税の納入にひたすらご協力下さつた皆様に心から厚くお礼申上げ、十二月を年末市税強徴月間としてご協力願う事に致しました。本年度最後のお願いを申し上げます。

一般ご家庭もそうであるように、年末は一年間の総決算をする時です。従つて市でもこの十二月はいろいろの財政需要に応ずるため多額の財源を必要としており、年末の財政調達に大きな関心をよせています。

(一) 固定資産税も国民健康保険税の期待をよせ、各方面に期限内完納を強くお願いするとともに、これまでの滞納市税の一掃を図るためのので、市ではこの税の収入に多大の期待をよせ、各方面に期限内完納を強くお願いするとともに、そこで次のことにご留意をいただいて年内市税完納に、ぜひともご協力下さるようお願いします。

(二) これまでに市税の滞納がある方は、この機会にぜひ納入して滞納をなくして下さいは、お手許にお届けするようにしい。もしいろいろのご都合で、一時に納入出来ない事情のある方は、ご足労でも徴税課までお出を願い納入し易い方法をご相談申上げることにしていますので、お気軽に徴税課におこしの上、地区担当員とご相談下さい。(三) 故なく市税を滞納したまま放置し、全く誠意の認められない滞納者には、やむをえないので税法によつて動産不動産の差押え引上げ、公売等、順次強制処分を行なうことにしていますので、そのようなことのないうちに早目に解決して下さい。

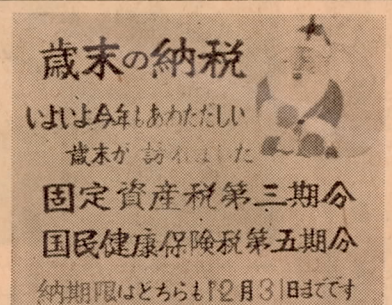

写真＝歳末納税の立看板

写真＝南太平寺のミカン園で

「大分ミカン」採取期に入る
共同集荷所も完成

今年もまた香り高い大分ミカンがぼつぼつ八百屋さんの店先に飾られる頃となりました。今年のミカンのできは、昨年がウラ年であつたため割合豊作で、市内のミカンどころの八幡、志手、椎迫、駄の原などでは約二千トンの収穫がみこまれています。いまのところ市営青果市場には毎日約三、五トンの大分ミカンが入荷していますが、お正月近くなると連日一二、五トン近くの入荷が見込まれています。また今年はミカンの共同集荷所が大道にできあがつたので、ここを通して大分や別府の市場へ送られるほか遠く県外へも出荷されることになつています。

年末資金のあつせん
申込みは早目に

市では市内中小企業者の年末資金をあつせんするため、十二月七日と二十三日の二回にわたり、融資審査委員会を開きます。年末を控えて資金を必要とする方は早目に市商工観光課に申し込んで下さい。融資の種類は次のとおりです。

①小口融資
1、金額　一〇万円以下
2、返済期間　六ケ月以内
3、資格　大分市で満一ケ年以上営業しているもの
4、保証人　個人経営は二名以上、法人の場合三名以上必要

②大口融資
1、金額　二〇万円～一〇〇万円
2、返済期間　一年～三年以内
3、資格　大分市で満二ケ年以上営業している
4、保証人　個人営業二名以上法人の場合三名以上必要
5、担保　土地又は建物を必要

米の配給通帳の切替え
新通帳の交付は十日まで

新しい米穀通帳ができましたので、十二月一日以降の米の配給はこの通帳で受けて下さい。

新通帳は、十二月一日から十日までの間に出張所および自治委員のところで交付いたします。

旧通帳と印鑑を持つて新通帳を受けてください。

十二月からは新通帳でなければ通用しません。

なお、この期間経過後は、自治委員のところでは交付できませんので、何かの都合で期間内に切替えのすまなかつた方は、通帳未交付証明を自治委員からもらつて、市戸籍課市民係で切替えの手続きをしてください。

出張所のある区域は期間経過後も出張所で新通帳を交付します。

てんらく農家の米の配給

てんらく農家の保有米消費基準量は、従来の年令別は廃止され、三十五年産米の消費分から一律に一人一ケ月当り玄米十一キログラムとなりました。

その計算でいつて、保有米が一ケ月分に足りなくなつた月から配給を受けることになります。

この場合てんらく農家主食受配申請書に農業改良推進員（農事小組合長）の証明をもらつた上で、市農務課長の証明をもらい、市戸籍課市民係で配給通帳を受けてください。出張所のあるところは、これまでどおりてんらく農家主食受配申請書に農業改良推進員の証明をもらい、出張所で配給通帳をもらつてください。

定期種痘を実施
六日から各校区別で

伝染病で最も危険な疾病は、痘そうですが、これを完全に予防するには種痘をうけておくことです。

市では次の日程で種痘を行ないますから該当者は近くの場所でお受け下さい。

一、種痘をうける方
1、生後二ケ月から十二ケ月までのもの。
2、小学校入学前六ケ月以前のもの。

二、接種をしてはならないもの
1、有熱患者、心臓血管系、腎臓又は肝臓に疾患のある者。
2、糖尿病患者、病後衰弱者又は著しい栄養障害者。
3、アレルギー体質者又はげいれん性体質者。
4、まん延性皮膚病にかかつているもので種痘によつて障害をきたすおそれのあるもの。

三、料金　一人　二十円

接種月日	検診月日	実施場所
十二月十二日	十二月六日	桃園、日岡、東大分、津留 各小学校
十二月十三日		
七日	十四日	住吉、長浜、金池、滝尾各小学校
八日	十五日	春日、八幡、神崎、荷揚各小学校
九日	十六日	中島、大道、南大分各小学校

接種時間　毎日午後二時から四時まで

12月1日―31日「歳末たすけあい運動」にご協力下さい

12月は恒例の「歳末たすけあい運動」月間です。市では、生活困窮家庭などで日頃恵まれない人々が、明るい新年を迎えることができるよう婦人連絡協議会並びに民生児童委員、自治委員、自治運営委員の方々のご協力によりこの運動を実施いたします。市民の皆様方の積極的なご支援とご協力をお願い申し上げます。

拠出制国民年金
ご婦人にも有利
届出を早く

ただいま、社会課では拠出制国民年金の被保険者資格取得届の受付を行なつていますが、明年四月一日現在二十才以上五十才未満の方で、恩給や年金制度のある官公署会社等にお勤めの方、及びその配偶者の方、学生生徒以外の方は一人残らず必ず加入しなければなりません。まだ届出がすんでいない方は早急に届出をすませて下さい。

拠出制国民年金に加入しましょう

会社、官庁、工場その他の事業所にお勤めの方の奥様で、昭和三十六年四月一日現在二十才以上五十五才未満の人は任意に拠出制国民年金に加入できます。

◎奥様も年金加入が有利

皆様の将来は厚生年金や、恩給や、共済組合の年金などによつて保障されることになつております。

しかし、夫が厚生年金などによる年金をうける資格ができる前に不幸にして、離職、離婚又は死亡したような場合、妻は夫の公的年金による保障は望めません。

夫が公的年金の受給資格要件を満たして死亡すれば、遺族年金として夫のうげるはずであつた半額が貰えますが、これだけでは十分とはいえません。国民年金は女子の立場が極めて尊重され、年金法のあらゆる面に有利におりこまれこのような不安定な状態から女子を守り、いかなる場合にも妻を年金によつて保護するため独立の年金を支給する仕組みになつております。

妻自身保険料をかけて夫のうける年金とは別に単独で国民年金をうけ、夫による遺族年金と合せますと十分とはいえないまでもその後の生活は保障されることになります。

◎届出は十月一日から始まつています

任意加入を希望される方は社会課窓口で早目に手続きをして下さい。おわかりにならない点は社会課へお尋ね下さい。

年賀状と年末小包は早目に

年末が近ずくと郵便局の窓口は混雑してきます。そこで年賀状は十二月二十三日まで、年末小包は十二月十五日まであて名には府県名、番地、「〇〇方」など肩書を必ず書いて郵便局へお出し下さいなお、年賀状を一度にたくさん出す場合は、一括してたばね、年賀状と書いた紙片をそえて、ひもでしつかり結んで出して下さい。

通常ハガキや私製ハガキをたばねないで、ばらばらにお出しになるときは一通ごとに表面左側の余白に「年賀」と朱色でわかりやすく書いて下さい。また、小包は途中でこわれぬよう荷造りをしつかりして荷札を必ず付けて下さい。

無料調停相談会

とき　12月7日　10時―15時
ところ　トキハ5階第2特別室
相談内容は民事家事調停事件に関する法律上、手続上のいろいろの問題

第4回 大分市園芸共進会

とき　十二月十九日―二十一日
ところ　教育会館三階ホール
出品予定数　そ菜四〇〇点　果実一〇〇点　花き五〇点

◎出品希望者は十二月十五日まで各農協また市農務課へお申し込み下さい。出品者には出品物一点につき福引券（空くじなし）一本を差し上げます。ふるつてご出品下さい。

◎出品物の搬入は十九日の午前十一時までにお願いします。

◎出品物は正月用として好適であり希望により一般の方へ格安でお分けします。品物は二十一日の午後からお渡しします。

主催・大分市

部落公民館めぐり
大道五丁目部落公民館

藤棚の停留所を東に折れて北太平寺の高い丘を登つてゆくと、まだ木目も新しいこじんまりとした建物が突然目前にあらわれてきます。

ここが大道五丁目の部落公民館です。婦人たちを中心に地区民待望のうちにこの公民館ができあがつたのは昨年の一月初めです。この公民館をもりあげようとする人々の熱意は強く、これが青少年に対する関心と指導というかたちであらわれ、ついにはこれが公民館活動の主要な事業となり、県下でも珍しいケースとして注目されるようになりました。

◎活動状況　ここでは毎週、生花教室、謡曲教室、民謡教室の実技講座が開かれて、婦人たちの教養と趣味の向上に大きな役割を果しています。しかし、なんといつても特筆しなくてはならないことは夏季における青少年指導の仕事でしよう。夏休み中の青少年指導はどこの親たちも頭をなやましていることですが、ここでは公民館が夏休みの補導学校としてはやがわりします。五丁目に住んでいる学校の先生方が動員されて、小学生には主に音楽や図画の指導、中学生には英語、数学などの補習が行なわれています。このほか公民館には児童図書館も備えられ、子どもたちの余暇指導もするというようなこまやかな心くばりもされています。公民館を中心にした夏休みの青少年指導の新しい方向を示唆するものとしてこれらの活動は県下でも注目のまとになつています。

館長	高橋仙次郎氏 △△△
所在地	大道五丁目三芳二五五二
世帯数	一七〇世帯
人口	七八〇名
開設	昭和三十四年一月五日
規模	建坪四八坪
総面積	一〇一坪
年間予算	四九、七二〇円 △△△

写真＝大道五丁目部落公民館

秋の登山会　とき　12月11日　ところ　霊山　申込は12月8日まで市教育庁へ

人権週間始まる

12月4日～10日

法律人権 無料相談所など開設

今年は第三回の国連総会で「世界人権宣言」が採択されてからちょうど十二年目になります。そこで全国人権擁護委員連合会では十二月四日から十日までを「人権週間」として、全国的にいろいろな行事を行ないます。大分市でも法務局と人権擁護委員協議会共催で十二月六日午前十時から午後三時まで、トキハ五階の第二会議室で「人権と法律の無料相談所」を開設しますので、ご遠慮なくご利用下さい。

ところでみなさんの人権は守られているでしょうか。

ここでいう人権とは、日本国憲法の国民の権利、義務の章に「基本的人権」と規定されているものを指します。この基本的人権にはいろいろの内容の自由ないし権利がもられていますが、これを要約すれば「国家社会において、幸福な生活を営むのに必要な人間としての権利」ということができましょう。このように私達の人権は憲法で保障されているわけですが、現実においては人権尊重の考えかたが国民の間にまだ十分行きわたっているとはいえないようです。

ながい間の封建的因習が根ざし官尊民卑の思想や、権力暴行の前にたやすく屈伏し、個人の人権などかえりみられないような気風が残つております。したがつて、私達はこのような悪習を打破し、私達の人権を擁護しなければならないわけです。

みなさんの中でもし人権が侵害されたような場合は、遠慮なく近くの人権擁護委員に申し出て、正しい権利の確保に努めて下さい。人権擁護委員は、いつでも無料でみなさんの味方となつて適切な措置を講じてくれるでしょう。

大分市の人権擁護委員は次の三氏です。

野内四郎七氏（紺屋町）
板山　健一氏（永　興）
安部　秀山氏（下白木）

引揚者国庫債券の買上げと貸付

引揚者国庫債券の買上及び貸付を希望される方は次により市社会課へお申し込み下さい。

受付期間　十二月五日から十日まで

買上の対象　生活保護家庭、七十才以上の老令者、母子家庭、身体障害者などで生活費として真に必要な方

貸付については、国債を担保として、額面残額の九割（一世帯五万円以内）を事業資金として必要な方へ貸付けます。

結婚は広い視野から

結婚相談員に　加藤かのえさん

大分市結婚相談所（金池町中央公民館内）は前相談員の小田真子さんが退職しましたので、一時社会課でこの仕事を取り扱つていましたが、このほど相談員に加藤かのえさんを迎え相談所の仕事をしてもらうことになりました。

加藤さんは長年の経験を生かして結婚に関するいろいろな問題について相談に応じ、当事者の幸福を考えて相手を紹介し、結婚についての知識や機会が得られるよう努力していますので、これまでどうりとしどしどしご利用下さい。

相談は一さい無料で、毎日午前九時から四時まで応じます（日曜祭日と特に木曜日は訪問調査のため除きます）また、相談内容は絶対に他にもらすようなことはありませんので安心して気軽におこし下さるようお願いします。

写真＝相談に応ずる加藤さん

母子家庭の心配ごと巡回相談をかえりみて

十一月一日付の市報でご承知のように大分市では、母子家庭を明るくする月間運動の一行事として、各校区毎に母子家庭の心配ごとの巡回相談会を開きましたが、地区の民生委員さんや母子福祉会長さんなどのご協力により予想以上の成果をあげ得ました事を心からうれしく思つています。この巡回相談会は、母子家庭のいろいろな悩みや心配ごとの相談に応じ、その解決をはかり、母子家庭のみなさんに安定した生活を営んでもらおうとするもので、今回の巡回相談会は一日に二校区を昼夜にわけ行ない約一週間で終りました。現在大分市には約一五〇〇の母子家庭がありますが、相談にこられたのはそのうちの一三〇人位でした。

主な相談内容は、時期的にも母子の就職問題が一番多く、次いで資金の貸付、家庭紛争、生活問題、各種の年金、住宅、子供の教育、再婚の問題という順序でした。これらの問題の解決策としては、就職については、学校の就職あつせんに対して側面的に応援しているわけですが、最近では社会全般が母子家庭に対してよく理解して下さつているので、いままでよく耳にしていた「片親育ちの子供はどうも」といつたようなことがきかれなくなつたことは、声を大きくしておきます。

○○○○○

金貸付の件については、十月が丁度その時期になつていましたのでそれぞれの事情をきいたうえ申込みに応じました。また年金や住宅関係と連絡をとり解決を急いでいます。子供の教育については、事情をくわしくきいた上で、学校の受持の先生と密接な連絡をとり、また母親自身の心構えなどについて話し合い、幾分なりとも悩みの解決が方向ずけられたのではないかと思つています。母親の再婚、子供の結婚については、市の結婚相談所と共によき相手が得られるよう努力しています。最後に家庭紛争の件ですがこの種の問題は、ご主人が健在でいられる家庭でもその解決には、骨の折れることと思いますが、相談相手のない母子家庭ではなお更のことであります他人にはもちろん、平素親しくしている人や親兄弟に自分の家のものめごとをうちあけて、いい結果がでなければその打撃は大へんなものです。そこでおちつくところはこの仕事もやつと板についてきまして側面的に応援しているわけですが、最近では社会全般が母子家庭に対してよく理解して下さつているので、いままでよく耳にしていた「片親育ちの子供はどうも」といつたようなことがきかれなくなつたことは、声を大きくしておきます。子供の教育については、事情をくわしくきいた上で、学校の受持の先生と密接な連絡をとり、また母親自身の心構えなどについて話し合い、幾分なりとも悩みの解決が方向ずけられたのではないかと思つています。母親の再婚、子供の結婚については、市の結婚相談所と共によき相手が得られるよう努力しています。最後に家庭紛争の件ですがこの種の問題は、ご主人が健在でいられる家庭でもその解決には、骨の折れることと思いますが、相談相手のない母子家庭ではなお更のことであります他人にはもちろん、平素親しくしている人や親兄弟に自分の家のものめごとをうちあけて、いい結果がでなければその打撃は大へんなものです。そこでおちつくところはこの仕事もやつと板についてきまして側面的に応援しているわけですが、最近では社会全般が母子家庭に対してよく理解して下さつているので、いままでよく耳にしていた「片親育ちの子供はどうも」といつたようなことがきかれなくなつたことは、声を大きくしておきます。子供の教育については、事情をくわしくきいた上で、学校の受持の先生と密接な連絡をとり、また母親自身の心構えなどについて話し合い、幾分なりとも悩みの解決が方向ずけられたのではないかと思つています。母親の再婚、子供の結婚については、市の結婚相談所と共によき相手が得られるよう努力しています。最後に家庭紛争の件ですがこの種の問題は、ご主人が健在でいられる家庭でもその解決には、骨の折れることと思いますが、相談相手のない母子家庭ではなお更のことであります他人にはもちろん、平素親しくしている人や親兄弟に自分の家のものめごとをうちあけて、いい結果がでなければその打撃は大へんなものです。そこでおちつくところはこの仕事もやつと板についてきまして側面的に応援しているわけですが、最近では社会全般が母子家庭に対してよく理解して下さつているので、いままでよく耳にしていた「片親育ちの子供はどうも」といつたようなことがきかれなくなつたことは、声を大きくしておきます。子供の教育については、事情をくわしくきいた上で、学校の受持の先生と密接な連絡をとり、また母親自身の心構えなどについて話し合い、幾分なりとも悩みの解決が方向ずけられたのではないかと思つています。母親の再婚、子供の結婚については、市の結婚相談所と共によき相手が得られるよう努力しています。最後に家庭紛争の件ですがこの種の問題は、ご主人が健在でいられる家庭でもその解決には、骨の折れることと思いますが、相談相手のない母子家庭ではなお更のことであります他人にはもちろん、平素親しくしている人や親兄弟に自分の家のものめごとをうちあけて、いい結果がでなければその打撃は大へんなものです。そこでおちつくところはこの仕事もやつと板についてきま

大分市母子相談員
三重野　ヨシエ

（写真は筆者）

ますますふえる「心配ごと相談所」の利用者

毎週水曜日市社会課の一隅に「心配ごと相談所」が開設されるようになつてから、早くも第十四回目の相談日を迎えました。気がるにだれでも相談にけるとあつて中々の好評。現在まで二六〇件の相談ごとがありました。相談ごとの主なものを拾つてみると生活相談が最高で三六%、就職問題と家庭問題が、それぞれ一二%、金銭関係の紛争と土地家屋の紛争問題が一〇%と直接家庭生活に関係の深いものばかりです。また、この結果をのぞいてみると、直ちに解決したもの三五%、他の専門機関に紹介したもの四〇%、目下継続中のものが二五%といつたところです。

相談員の方々は、毎週水曜日の相談日には、ゆつくり昼食もとれぬほどの忙しさですが、市民のみなさんから少しでも心配ごとがなくなればこんなうれしいことはありません。今後もとしどし相談所をご利用下さいと市民のみなさんに呼びかけています。

大分川へゴミを捨てないように

九州地方建設局大分工事々務所では、大分川を管理するため、監視員を置いていつも巡回監視していますが、最近大分川にゴミを捨てる者が多くなり監視員も手をやいています。ご承知のように大分川の堤防は大分市内を洪水の被害から護る重要な役目をはたしています。そこで築堤に当つては、慎重な施工をやつていますが相手が土砂でできたものですから、洪水時には何時どの地点で堤防が壊われだすかわかりません。こんな場合河川がゴミの捨場になつていたのでは万一の場合の水防工法や水防措置もその効果が少く大災害をまねくことにもなります。

今後はどなたも、河川を洪水から護るためにも、また環境衛生のためにも川のなかや堤防などにゴミを捨てないようご注意下さい。

写真＝ゴミ捨場と化した大分川堤防

国保相談室

処方箋をもらつたときは

問　先日ある医者でくすりの処方箋をいただきました。こんな時はどうすればよいのでしょうか又くすり屋さんで、いつでもくすりを調剤してもらうことができますか。

答　最近処方箋でくすりをもらつている被保険者の方がだんだん多くなつています。国民健康保険の被保険者が診察していただいた医師から、くすりの処方箋をもらつたときは、すぐにその処方箋を薬局にもつていきます。それによつてくすりを調剤してもらいます。この場合は国民健康保険により、くすり代は半額となります。処方箋を提出する薬局は県知事に「国民健康保険によるくすりの調剤を行なう」旨届出て登録した薬局に限られていますが、市内の場合はほとんどの薬局が登録しているようです。

あなたの場合も、医師にいただいた処方箋を最寄りの薬局に提出して、くすりを調剤してもらつて下さい。（処方箋の有効期間は三日間）薬代は半額となります。なお、くすりを調剤してもらう時は、被保険者証を薬局に提示する必要はありません。

又、薬局でのくすりの調剤ですが、これは前に述べたように医師の作つた処方箋により調剤することはさしつかえありませんが、処方箋がないのにくすりを調剤することはできません。薬局でくすりを調剤してもらうときは、必ず医師の診察を受け、処方箋を書いてもらつて、それによりくすりの調剤をしてもらわなければなりません。

国民健康保険税

第5期分
納期限は12月31日まで

新年祝賀互礼会

日時　昭和三十六年一月一日午前十時
場所　大分県教育会館二階ホール
会費　一人当り一〇〇円
申込先　大分市役所秘書課秘書係
締切　昭和三十五年十二月十九日

参加者名簿を作りますのでお申し込みの際住所、氏名、職業を必ずお知らせ下さい。

主催　大分市　大分商工会議所

農業委員会委員選挙人名簿の登載申請書は十二月十日まで

農業改良推進委員又は市農業委員会事務局へご提出下さい

新春北九州五社宮崎三社初もうで

市の観光協会では新春初もうでで市民レクリエーションの会員を次のとおり募集しています。

◎北九州五社もうで

一、期日　一月二日
二、会費　大人一、〇〇〇円、小人八〇〇円
三、集合場所と時間　大分駅前　午前五時五十分
四、コース　大分―湯布院―太宰府―博多市内見学―宮崎八幡―香椎宮―宮地嶽―小倉―中津―宇佐八幡―別府―大分
五、募集人員　一〇〇名
六、申込先　大分市観光協会（市商工観光課内電話六一一一番）又は大分交通
七、締切日　十二月二十八日午前中

◎宮崎三社もうで

一、期日　一月二日、三日
二、会費　大人一、四〇〇円（二食つき）　小人一、二〇〇円（二食つき）
三、集合場所と時間　大分駅前、午後十時二十分
四、コース　大分―延岡―日向―宮崎神宮―平和台―宮崎―青島神宮―鵜戸神宮―宮崎―延岡―大分
五、募集人員　五〇名
六、申込先と締切日は北九州五社もうでと同じ。

新道路交通法早わかり

No. 3

車両が歩道に入る場合の制限の規定が詳しくなります。車両が歩道に入つてはならないという原則はいまと同じですが、やむを得ず歩道を横断する場合にもガソリンスタンドとか車庫などのような路外の施設、場所に出入するためやむを得ない場合に限られます。このときでも歩道の直前で一時停止したうえ歩行者の通行を妨げないようにしなければならないことになります。

車両は中央線の外にはみでてはなりません。現行法では「車馬は……できる限り車道の左側を……」と規定されていますがこれが「車両は道路の中央から左の部分を通行しなければならない。」となり左側通行の原則がはつきりされます。なおこの原則の例外として道路の中央から右の部分にはみだして通行してもよい場合も次のようなときに限られます。①道路が一方通行になつているとき②道路の巾が狭まくて、左側部分だけを通行することができないとき③道路の損壊、道路工事などのため道路の左側部分を通行することができないとき④左側部分の幅員が三メートル未満の道路で他の車両を追い越そうとするとき（右側部分の見とおしがよく、前方からくる交通を妨げないときに限る）⑤こう配の急な道路のまがりかど附近で公安委員会が指定したところを指定された方法に従つて通行するとき

従つて「センターライン」からはみ出して走ることは、例外を除いては、全く禁止されるわけです。

並進する場合の通行区分は道路の片側の幅員が三メートル以上ある道路では車両は次のような区分によつて通行することになります。①大型自動車、普通自動車、自動三輪車、トロリーバスは道路の中央寄り、または道路の左側部分の中央を②自動二輪車、軽自動車、原動機付自転車は、道路の左側部分の中央を③自転車、荷車、リヤカー等の軽車両は、道路の一番左側部分を通行する。